

摂食機能療法専門歯科医師 実習機関における実地研修要項（改正版）

*実地研修期間は2024年3月末期限の申請者より適用

1 実習機関の要件

下記をいずれかを満たし、委員会が承認した施設

実習機関は、学会が定める理念にもとづいた知識や技術の習得を、指導を担当した摂食機能療法専門歯科医師が認めた場合に実地研修修了者へ修了証を交付する。

- 1) 摂食機能療法専門歯科医師取得後1年以上経過した本会正会員が常勤する医療機関
- 2) 摂食機能療法専門歯科医師取得後1年以上経過した本会正会員が常勤する歯科のある病院
- 3) 摂食機能療法専門歯科医師取得後1年以上経過した本会正会員が管理者として常勤する歯科医院

※ 委員会は実地研修受入可能な実習機関を年1回確認する。

2 指導者の指導責任

上記1に該当する施設に常勤し、指導を担当する摂食機能療法専門歯科医師が指導者となる。

指定研修を履修した申請者（研修生）を受け入れる際には、「所属」または「連携」による指導体制を委員会に報告し、承認を得ること。

- 1) 申請者が認定試験を合格するまでを指導期間とする。
- 2) 本会摂食機能療法専門歯科医師として、必要とされる摂食機能および摂食機能障害に関する技術を修得し、認定試験のための指導
- 3) その他、実地研修の目的達成に必要な指導

3 実地研修

実習機関での実地研修体制は下記のいずれかとする。

- 1) 実習機関に「所属」した実地研修
- 2) 実習機関と「連携」した実地研修

4 実習機関に「所属」した実地研修

- 1) 実地研修体制

原則、実地研修をおこなう施設および診療は実習機関に限る。

実習機関における患者の症例報告書（3症例）を提出すること

- 2) 実地研修 受入要領

下記は各実習機関の定めに従う

- ①実地研修の受入手続き
- ②実地研修中の身分
- ③実地研修費用
- ④研修要領
- ⑤その他、施設等の利用規定および研修生行動規範

- 3) 実地研修期間*

指定研修受講日より起算し、1年間以上とする。

研修が1年間以上経過した時点で直近の確認テストの受験が可能となる。

5 実習機関と「連携」した実地研修

1) 実地研修体制

実地研修をおこなう施設および診療は、実習機関に限らない。

実習機関以外の患者の症例報告書（3 症例）の提出を認める。但し、提出症例については、指導者が直接に目で見えて指導していることを原則とし、その回数およびオンライン・オンサイトは任意とする。

2) 実地研修 受入要領

指導者は申請者と連絡を密にし、認定に必要な知識と技術の指導を実施する。

3) 実地研修期間*

指定研修受講日より起算し、2 年間以上を必要とする。

研修が 2 年間以上経過した時点で直近の確認テストの受験が可能となる。

但し、申請者が指定研修以前より VE・VF の臨床経験のある場合は、これを 1 年間以上とすることができる。

6 研修項目

- 1) VE ならびに VF の実習経験
- 2) リハビリテーション計画書の作成
- 3) 症例報告書の作成
- 4) その他、委員会が必要とする研修項目

7 実習内容

- 1) VE ならびに VF の実習経験 30 症例
- 2) 上記 30 症例のうち、3 症例の症例報告書の作成
症例報告書は「自らが」VE か VF による画像評価を行った上で、摂食機能療法実施計画書を作成し、関連職種とともに摂食機能療法を施した症例とする。

以上